

伊勢市公報

第 343 号
 令和2年2月20日
 木 曜 日

目 次

	頁
公平委員会規則	
○ 伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	4
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	6
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	7
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	8
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 定時登録日の変更について	10
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	11
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	12
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	13
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	14
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	15
○ 不動産等の最高価申込者決定の公告	16
○ 公示送達	17
公 表	
○ 伊勢市監査基準の公表について	19

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月10日

伊勢市公平委員会委員長 齋藤 平

伊勢市公平委員会規則第1号

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部事務局の項中「課長、副参事」を「課長、室長、副参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第5号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成25年伊勢市条例第19号)第12条第2項及び第13条第2項並びに第14条第1項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年2月4日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和元年12月18日 午前9時	宇治山田駅第5駐輪場 (伊勢市岩淵2丁目地内)	5台
〃	令和元年12月18日 午前10時30分	宇治山田駅第2駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	12台
〃	〃	宇治山田駅第4駐輪場 (伊勢市岩淵1丁目地内)	3台
〃	令和元年12月18日 午後1時30分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	12台
〃	令和元年12月18日 午後3時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	12台
原動機付 自転車	平成26年8月22日 午前9時	宇治山田駅前第1駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	1台
〃	〃	宇治山田駅前第2駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	4台
〃	平成27年4月24日 午前9時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内)	1台

原動機付 自 転 車	平成29年12月11日 午前9時	宇治山田駅第5駐輪場 (伊勢市岩淵2丁目地内)	1台
計			51台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市教育委員会告示第2号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和2年2月12日

伊勢市教育委員会
教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和2年2月17日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第5号 令和2年度教育関係予算について
議案第6号 令和元年度教育関係補正予算（第7号）について

伊勢市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定による、
公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人
名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記
のとおり定めます。

令和2年2月6日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 公表の方法 伊勢市公告式条例による
- 2 公表に係る閲覧状況の期間
自 平成31年 1月 1日
至 令和 元年 12月 31日
- 3 公表の時期 令和2年2月

伊勢市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、
公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

令和2年2月6日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 平成31年 1月 1日

至 令和 元年 12月 31日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成31年1月1日
至 令和元年12月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	(社)新情報センター	内閣府が実施する消費動向調査の対象者抽出	H31. 1. 29	有緝第2投票区 28人 神社 投票区 12人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
2	佐藤正久（参議院議員）	後援者名簿の対象者抽出	R1. 5. 21	小俣第4投票区 146人	東京都新宿区市谷本村町3-20	第28条の3第1項
3	(社)新情報センター	(財)明るい選挙推進協会が実施する第19回統一地方選挙に関する世論調査の対象者抽出	R1. 6. 11	明倫第1投票区 17人	東京都渋谷区恵比寿1-19-15	第28条の3第1項
4	(株)東京商工リサーチ 津支店	三重県より受託した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査・詳細分析業務」の対象者抽出	R1. 8. 15	全地区 220人	三重県津市栄町1-840	第28条の3第1項
5	(株)東京商工リサーチ 津支店	三重県より受託した「労使協働による働き方改革に関する意識等調査事業」の対象者抽出	R1. 8. 16	全地区 290人	三重県津市栄町1-840	第28条の3第1項
6	(社)共同通信社	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出	R1. 9. 4	大湊 投票区 12人 二見第4投票区 12人	東京都港区東新橋1-7-1	第28条の3第1項
7	毎日新聞社	毎日新聞社と埼玉大学が実施する世論調査の対象者抽出	R1. 9. 12	修道第1投票区 11人	東京都千代田区一ツ橋1-1-1	第28条の3第1項
8	(株)東京商工リサーチ 津支店	三重県が実施する「令和元年度防災に関する県民意識調査」の対象者抽出	R1. 10. 10	全地区 379人	三重県津市栄町1-840	第28条の3第1項
9	朝日新聞東京本社	政治や選挙などに関する全国世論調査の対象者抽出	R1. 11. 8	大湊 投票区 10人	東京都中央区築地5-3-2	第28条の3第1項
10	三重県知事	三重県が実施する「第9回みえ県民意識調査」の対象者抽出	R1. 12. 6 R1. 12. 9	全地区 720人	三重県津市広明町13番地	第28条の3第1項

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、同法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更します。

令和2年2月6日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田節夫

記

1 登録日 令和2年3月2日

伊勢市農業委員会告示第2号

伊勢市農業委員会第170回総会を次のとおり招集します。

令和2年2月10日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和2年2月14日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)
 - 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について

伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和2年2月4日

伊勢市長 鈴木 健一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日
386	株式会社 アズクリ エイティブ	愛知県名古屋市中区 錦二丁目5番12号 パシフィックスクエ ア名古屋錦ビル3階	令和2年1月24日

伊勢市上下水道事業告示第3号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和2年2月14日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和2年2月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和2年3月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小俣町宮前の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町1126番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和2年2月13日

伊勢市長 鈴木 健一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
246	株式会社 アイフ ク・テック	伊勢市二見町茶屋 335 番地 1	令和2年2月3日

伊勢市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和2年2月3日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第3号

不動産等の最高価申込者決定の公告

平成31年伊勢市公告第39号の公売に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により公告します。

令和2年2月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

売却区分番号	S31-3
公売財産の表示	(土地の表示) 所在地 伊勢市馬瀬町字小松原 地番 37番 地目 田 地積 2,690 m ²
最高価申込価額	970,000 円
最高価申込者の氏名	久保田 勝
最高価申込者の決定年月日	令和2年2月3日(月)
売却決定の日時	令和2年2月10日(月) 13時00分
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課

伊勢市公告第4号

公 示 送 達

下記の者の平成31年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年2月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略

11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略

伊勢市監査委員公表第1号

伊勢市監査基準を策定したので、次のとおり公表します。

令和2年2月13日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣

伊勢市監査委員 中井 豊

伊勢市監査委員 岡田 善行

伊勢市監査基準

目次

- 第1章 一般基準（第1条－第6条）
- 第2章 実施基準（第7条－第11条）
- 第3章 報告基準（第12条－第16条）

附則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第199条第1項の規定による監査をいう。）財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

- (2) 行政監査（法第 199 条第 2 項の規定による監査をいう。） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (3) 財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項の規定による監査をいう。） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
 - (4) 決算審査（法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定による審査をいう。） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
 - (5) 出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項の規定による検査をいう。） 会計管理者、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに病院事業管理者（以下「会計管理者等」という。）の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
 - (6) 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項の規定による審査をいう。） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
 - (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による審査をいう。） 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- 2 前項第 1 号に規定する財務監査及び同項第 2 号に規定する行政監査は、定期監査として実施するとともに、必要があると認めるときは随時監査

として実施するものとする。

- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

- 2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第5条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

- 2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を変更するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

- 2 前項のリスクの内容及び程度を検討にあたっては、事務の適正な執行を確保する仕組みの整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

(監査等の実施手続)

第9条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第 11 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

第 3 章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第 12 条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第 13 条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (5) 出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 基金運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が确实かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第14条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等に対する監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用状況審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第 15 条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第 16 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

本基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。